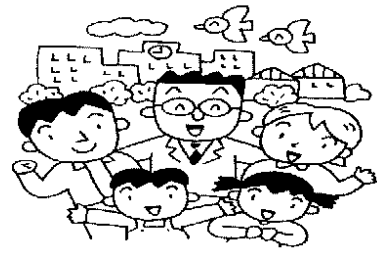


鉄道高架化で東武本社に要請



竹ノ塚の高架化実現早く

付赤旗

笠井、田村氏 東武本社に要請 地元都区議ら

鉄道高架化などを東武鉄道に申し入れる笠井、田村、渡辺の各氏と足立区議団＝2日、足立区



日本共産党の笠井亮衆院議員、田村智子参院東京選挙区候補、渡辺康信都議、足立区議団と地元住民は2日、東武鉄道本社を訪ね、竹ノ塚駅付近の鉄道高架化の早期実現などを申し入れました。

渡辺都議は「二〇〇五年三月、四人が死傷した竹ノ塚駅南側踏切事故から二年二カ月。緊急対策は完了したが、区民はいつごろから高架化の工事に入るのかわりたがっている」と述べ、鉄道高架化の「年次計画」の作成、公表を求めました。

小野里一彦鉄道事業本部計画管理部課長は「国、都、区、東京メトロ、東武の五者で定例会を開き、問題解決に向け話し合っている。踏切をなくす点では一致しているが、方法についてはいくつかのパターンを検討している」と述べました。

これに対し、笠井氏は「踏切事故の当事者として責任を重く受けとめるべきだ」「鉄道を高架にするとするのは住民の総意だ」と述べ、一刻も早く、何年までに高架化にするという態度を示すべきだ」と語りました。

東武側は「現在、国庫補助調査を行っており、今度こそ実施案を出したい。地元連絡協議会からの要望書は受け取っている」とし、調査結果は中間報告も含め、まとまり次第、公表する意向を示しました。

渡辺氏はこのほか、朝のラッシュ時に踏切が四十分近く閉まっている牛山駅に地下白通路や北口改札口をつくること、五反野、竹ノ塚、堀切の各駅にホームへのエレベーター設置を求めました。

五反野、竹ノ塚両駅へのエレベーター設置について東武側は、足立区とは合意していることを明らかにし、交通バリアフリー法による補助金の申請をしたと答えました。

足立区議会議員

日本共産党



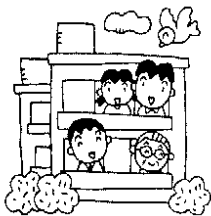
こんにちは伊藤和彦です

自宅 046-7-23 電話 3859-5952
足立区役所・電話 3880-5111 (内線 4650-4654)
日本共産党議員団・ダイヤル直通 3880-5770-1

右の記事は、5月3日付け「赤旗」東
京版に掲載されたもので、私伊藤和
彦も笠井衆院議員、田村智子さん、
足立区議団とともに参加しました。
竹ノ塚駅踏切事故(昨年3月15日)

から1年をむかえ、日本共産党も竹
ノ塚駅付近鉄道高架化促進協議会に
参加し、区議会でも積極的に高架化
実現に取り組んできました。私は特に、
東武側に「国や区が調査費を計上」し

たにもかかわらず高架化計画が示さ
れないことなど質問し、一刻も早い実
現を求めました。





花畑9条の会発足のつどい＝3口、足立区

花畑9条の会発足 吉田元区長が憲法語る

「花畑9条の会」が3日、足立区内の花畑庭園・桜花亭で発足のつどいを開き、七十一人が参加しました。つどいは呼びかけ人準備会が開いたもので、百二十六人が賛同しています。

よびかけ人の石川徳信・東善寺住職が花畑の歴史とともに、花畑9条の会発足までの経過を報告しました。

吉田元区長(元足立区長)が憲法を語り、菅野二郎氏(民俗研究家)が自作の「ナット節」九条を披露しました。

戦争を体験した二人が、お国(こくに)で語るなど「二度と戦争をしては」盛り上がりしました。花畑9条の会は「みんなを話し合いました。参加者は「今、大事なことをやってみよう」をこつた意義は大きい。白合言葉に、賛同者を増や分のできることをすすめたい」と語りました。

今回の「激変緩和措置」の対象者は、1940年(昭和15年)1月1日以前生まれの65才以上の方で、緩和措置の期間は、今年と07年(平成19年)の2年間。その後は未定です。(なお、下記の保険料は区が示したモデルケースです。2人世帯の例は1人の収入(年金等)で算出して、2人とも収入があれば保険料算定は異なります。)

区は激変緩和と言いますが大幅な引き上げです。

国民健康保険料

税制改正に伴う 激変緩和措置出される

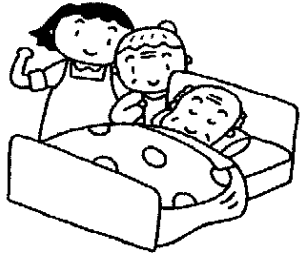
それでも負担増は変わりません

小泉内閣の税制改悪で、今年度の区民税増税の影響を受ける区民は、のべ32万人、21億4000万円にもなります。(別表参照)

この区民税増税による影響は、国保料や介護保険料の負担増に連動し、また、これまで受けられていた福祉施策が受けられなくなるなど高齢者の生活には大変な影響です。3月16日、特別区長会において23区の国保料の「激変緩和措置」が承認されましたが、それでも負担増は変わりません。

2006年(平成18年)から実施される税制改悪の区民への影響

主な項目	影響額	対象者人数	備考
老年者控除の廃止	約4億9千万円	約2万3千人	65才以上で合計所得額1千万円以下の方が対象者で50万円控除の廃止
非課税措置の縮小・廃止	約5千万円	約1万4千人	65才以上に対する経過措置 06年度は税額の1/3課税、07年度は税額の2/3課税、08年度から全額課税
公的年金等控除の廃止・見直し	約2億円	約2万3千人	・65才以上の方の上乗せ措置の廃止。 ・65才以上の方の公的年金等の最低保障額140万円を120万円に切り下げ
定率減税の縮小	約14億円	約26万3千人	定率減税が06年は半分減。 06年度は所得割額の7・5%(限度額2万円) (注)05年は所得割額の15%(限度額4万円)



国民健康保険料の激変緩和措置のモデルケース1940年1月1日以前に生まれた方が対象

	05年度 保険料	06年度 保険料	緩和措置ない場合 の18年度保険料	備考
1人世帯 年金250万円	32,100円	83,896円	122,116円	06年度から住民税課税。所得割額の算出で緩和措置＝住民税2万1千円を控除。
1人世帯 年金180万円	9,630円	19,818円 7割軽減	43,128円 均等割軽減は	06年度から住民税課税だが改訂税法の経過措置あり保険料所得割の緩和措置はない。
2人世帯 年金300万円	104,344円	131,574円	169,794円	06年度の住民税額は前年比で37,400円アップだが、所得割額の算出で緩和措置＝住民
2人世帯 年金200万円	32,100円	33,300円 5割軽減	53,280円 2割軽減	05、06年度とも住民税額ゼロ、均等割り5割軽減に該当。
2人世帯 年金180万円	19,260円	19,980円 7割軽減	33,300円 5割軽減	05、06年度とも住民税額ゼロ、均等割り7割軽減に該当。

